



組合だより

第29号
(拡大版)



⇒第1号ごみ焼却施設：稼働年数7年
(固定火格子バッチ燃焼式)

組合最初のごみ焼却施設として、昭和43年7月より稼働を開始。

昭和42年の組合設立の翌年に建設された第1号ごみ処理施設は、高度経済成長を背景に、発生するごみ量とともに、ごみ行政の創生期を担ってきましたが、昭和49年11月、第1号ごみ焼却施設は、廃止となりました。

⇒第2号ごみ焼却施設：稼働年数14年
(機械化バッチ燃焼式)

昭和49年11月より稼働を開始。

昭和50年には、ごみ収集の無料化(全戸収集)など、ごみ行政へのニーズのさらなる高まりを見せる。この頃には、排水処理施設や粗大ごみ処理施設が相次いで稼働するなど、ごみ行政の多様化の時代を迎える中、平成元年9月、第2号ごみ処理施設は、廃止となりました。



⇒第3号ごみ焼却施設：稼働年数28年(流動床式)

施設の名称を「環境センター」とし、平成元年10月より稼働を開始。

平成11年の「ダイオキシン類対策特別措置法」を受けて、平成14年には、排ガス高度処理施設が設置されました。

現在もこのごみ焼却施設で1日当たり約70トンの可燃ごみを処理していますが、稼働開始28年を迎え、現在は、施設更新の検討が進められています。

新ごみ処理施設整備・運営事業	2
みんなで取り組もう自分達のごみのこと	6
ごみ分別キャンペーン(アンケート結果)	8
平成27年度 ごみ処理の状況、火葬・斎場事業の状況	9
平成28年度一般会計予算	10
平成27年度一般会計歳入歳出決算	11
年末等のお知らせ	12

■平成28年12月1日発行

■編集

江戸崎地方衛生土木組合 総務課
〒300-0511

茨城県稲敷市高田424番地

TEL 029-892-2841

FAX 029-892-2877

<http://www.eiseidoboku.or.jp>

新ごみ処理施設整備・運営事業の概要

新ごみ処理施設整備・運営事業は、平成24年7月から27年1月までの2年6ヶ月、全10回にわたる「施設整備検討委員会」において、検討・作成された事業計画です。

しかしながら、この新ごみ処理施設整備・運営事業は、「新焼却炉建設計画等調査特別委員会」（地方自治法第98条による）で検査されている拡張予定用地の問題等により、現在、事業は中断している状況です。

《事業概要》

- 施設規模 : 70t/日
- 熱利用方法 : 発電（10.0%以上）
- 焼却炉の形式 : ストーカ炉または流動床炉
- 事業方式 : DBO方式（設計・建設と約20年の運転・維持管理を一括発注）
- 事業費 : 施設整備 90億円
施設運営 70億円/約20年
- 事業手法 : 循環型社会形成推進交付金（環境省）
- 事業スケジュール : 建設期間 平成28年度～平成32年度
運営期間 平成32年度～平成51年度

《新施設の排ガス規制値》

更なる環境負荷の低減のため、以下の規制値としています。

項目（単位）	法規制値	新施設規制値
ばいじん (g/m ³ N)	0.08 以下	0.01 以下
硫黄酸化物 (ppm)	2413	30
窒素酸化物 (ppm)	250 以下	80
塩化水素 (ppm)	430 以下	50
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	1.0	0.1

《施設配置のイメージ》

最終的な施設配置は、DBO契約社の設計等を経て決定することとしています。



新ごみ処理施設整備・運営事業の一時中断について

日頃より、江戸崎地方衛生土木組合のごみ処理行政に、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

組合では、現在のごみ焼却施設が建設から 28 年を迎え、その修理費用などが年々増加しているなど、その寿命が迫っている状況です。

そのため、ごみ焼却施設の建替えについて、平成 24 年から専門家をはじめ、地元区長さん、代表組合議員の方々からなる「施設整備検討委員会」を設置し、2 年以上にわたる検討の上、新ごみ処理施設整備・運営事業計画を作成しました。

これまで平成 32 年度の稼働を目指し、鋭意作業を進めておりましたが、様々な問題点が指摘され、地方自治法第 98 条に基づく、「調査特別委員会」が設置され、現在調査が行われているところです。

今回、この事業が一時中断していることにつきまして、これまでごみ処理場の運営に多大なるご理解・ご協力をいただいていた、地元高田地区の皆様、稲敷市民・美浦村民の皆様、並びに組合議会、そして関係者の皆様に対し、お詫びを申し上げます。

新ごみ処理施設整備・運営事業につきましては、組合にとりましても、また、稲敷市・美浦村におきましても最も重要で、30 年に一度の大事業であることから、まずは、調査特別委員会の調査結果を最大限尊重しながら、事業再開に向け、様々な角度からの事業精査を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、稲敷市及び美浦村の住民の方々のごみ処理サービスが滞りなく行われるとともに、この地の豊かな環境を保全し、後世に引き継いでいきたいと思っていますので、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 28 年 12 月

江戸崎地方衛生土木組合
管理者 田口 久克

◆新焼却炉建設計画等調査特別委員会の中間報告（抜粋）

《特別委員会の設置について》

稲敷市及び美浦村で構成される江戸崎地方衛生土木組合（以下、「組合」とする。）では、建設後 28 年が経過し、その老朽化が著しい焼却施設の更新を念頭に、有識者及び地元住民代表、管理者及び組合議員による「施設整備検討委員会」を組織し、平成 24 年 7 月より約 2 年半、全 10 回にわたる協議を行い、新ごみ処理施設整備・運営事業計画が作成されました。

作成された計画に基づき、20 年間の施設運営を含めた DBO 方式（設計・建設・管理を一括で民間委託する事業方式）による事業費 160 億円の債務負担行為を決議し、早期に建設が行われることを希望していましたが、その後判明したいくつかの問題があり、関係者等からの説明を求めたものの、十分な回答がいただけず、現在、新焼却炉建設計画自体が頓挫状態となっています。

このような状況に鑑み、判明した問題の事実関係の把握及び問題解決を目指し、地方自治法第 98 条に基づく「新焼却炉建設計画等調査特別委員会」を設立し、検査を行うこととなりました。

ここで、判明した問題は、以下の 4 点であります。このうち、下記の①～③においての問題は、新焼却炉建設計画の用地拡張予定地において、一部の土地所有者の関与等の疑念があることなどから浮上してきたものであります。なお、④は、①～③の問題を生じさせる本組合の機構・組織風土などに対する視点で加えたものです。

- ①新焼却炉建設計画の内容公表直前の所有権の変更、土地購入交渉以前の覚書の作成など、用地拡張ありきで、土地購入手続きにおいて、通常行わないような便宜が図られたのではないかと。
- ②土地所有者の立場等を利用し、個人所有の土地の砕石敷きにおいて、本組合の機材及び職員等を私的に使ったのではないかと。※検査によって、事実であったことが確認されました。
- ③本組合の職員採用において、その定数を抑制しているにもかかわらず、当該対象者を数か月勤務の非常勤職員として採用し、その後すぐに正職員に移行したことに伴って、一部の土地所有者からの採用の働きかけがあったのではないかと。
- ④衛生土木組合職員の課長から部長級への昇格に関する決裁において、事務取扱規定違反並びに最終決裁者の責任があるのではないかと。

《調査特別委員会長のまとめ（中間報告）》

現在、調査特別委員会では、地方自治法第 98 条に基づき、提出いただいた資料をもとに、事実関係などについての整理・確認を行ってまいりましたが、まだまだ疑念の残る点が多々あると現段階では思っております。したがって、今後も慎重に精査を重ねながら、真相の解明を図るためには、地方自治法第 100 条に基づく調査も視野に考えていくべきと認識しております。

いずれにしても、老朽化が著しい既存の施設を更新するためにも、頓挫状態にある新焼却炉整備計画の再開を図り、稲敷市や美浦村の住民の皆様様の安心・安全のごみ処理行政を進めていかなければなりません。そのためにも、このような問題を見逃ごすことなく、きちんとしたうえで、ごみ処理行政を住民の皆様とともに進めていくべきと考えております。

市村民の皆様には、平素より、ごみ処理行政に対しまして、ご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

当組合議会では、現在のごみ処理施設の老朽化に伴い、機器類の損傷や処理能力の低下が懸念されることから、新たな時代ニーズに対応すべく新施設の整備事業に対し、多くの建設的議論と諸課題の解決に全力を尽くしてまいりました。

早期実現は、組合議会としても切望するところでありましたが、いくつかの課題・問題に関し、不明瞭な点が見うけられることから、「調査特別委員会」を設立し、検査を重ねてまいりました。結果として事業が一時中断となり、市村民の方々や地元高田地区の皆様、また関係者の皆様方に対し、大変ご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、お詫びを申し上げます。

今後も、検査や協議を行います。速やかな問題解決に努め、議会の果たす役割を十分認識し、公正な議会運営に努めるとともに、市村の発展と福祉の増進に、最善の努力を尽くす所存でございますので、よろしくご理解の程お願い申し上げます。

江戸崎地方衛生土木組合
議長 高野 貴世志

《これまでの経緯》

- 平成 24 年 7 月 ○施設整備検討委員会^{※1}を開催……………（平成 24 年 7 月～ 27 年 1 月まで計 10 回開催、現行案を作成）。
- 平成 27 年 1 月 ○高田岡地区住民説明会を開催……………（区長など 25 名の参加、メタンガス化施設が拒否されるなど）。
- 3 月 ○事業者選定委員会^{※2}を開催……………（同年 11 月まで計 3 回開催したが、協議は途中段階）。
- 11 月 ○組合の定例議会にて「ごみ処理施設整備・運営事業（160 億円）」の債務負担行為^注を可決。
- 〃 ○稲敷市議会及び美浦村議会における合同研修を開催（「ごみ処理施設整備・運営事業」の説明等）。
- 平成 28 年 3 月 ○組合の定例議会にて、平成 28 年度予算を否決。
- 〃 ○美浦村議会からごみ処理施設整備・運営事業等の計画通りの速やかな執行の旨の要望書が提出。
- 〃 ○調査特別委員会^{※3}を開催……………（同年 8 月まで計 5 回開催し、第 5 回目で中間報告を行っている）。
- 〃 ○組合の臨時議会にて、平成 28 年度予算の修正案を提出し可決。
- 5 月 ○組合議会の全員協議会を開催……………（現行計画の事業精査の協議など）。
- 6 月 ○稲敷市議会から決議が提出……………（焼却施設新設計画について一定の精査期間を定める決議）。
- 8 月 ○組合議会の全員協議会を開催……………（事業精査の取り組み、98 条調査特別委員会の中間報告など）。
- 9 月 ○組合から市村議会への報告等……………（〃）。
- 〃 ○事業精査のため検討チームを設置…（市村財政サイドとの調整＋組合内部のコスト削減の 2 チーム）。

注）複数年において負担（支出）をしなければならない場合に、あらかじめ債務を約束することを予算で決めておくこと。

※1：施設整備検討委員会：新たな焼却施設の整備等を協議する委員会。そのメンバーは、管理者及び副管理者、代表組合議員、稲敷市政策企画課・財政課・環境課、美浦村企画財政課・生活環境課、高田岡地区代表者（区長・副区長）、知識経験者等有識者で構成。平成 24 年 7 月から全 10 回にわたる施設整備の検討がなされ、現在の新ごみ処理施設整備・運営事業の計画を作成した。

※2：事業者選定委員会：正式には「ごみ処理施設事業者選定委員会」。総合評価による業者選定の準備委員会であり、そのメンバーは、学識経験者：3 名以内、その他に管理者が必要と求める者：3 名以内、計 6 名以内で構成されており、平成 28 年度予算の否決等から開催されていない。

※3：調査特別委員会：正式には「新焼却炉建設計画等調査特別委員会」。地方自治法第 98 条に基づく委員会。そのメンバーは、稲敷市議会選出の組合議員 6 名、美浦村議会選出の組合議員 1 名の 7 名で構成されており、8 月 31 日の組合議会の全員協議会で中間報告がなされている。

みんなで取り組もう、自分達のごみのこと ●

組合では、ごみの減量化・分別化に対する理解を深め、地域の皆様と一緒に、今後のより良いごみ処理行政を推進していくために、稲敷市・美浦村と連携して、様々な取り組みをおこなっています。

今回は、様々な取り組みのうち、「集団回収事業」と、「環境教育事業（環境センター見学ツアー）」を紹介します。

「集団回収事業」は、地域の団体等で資源物の収集をおこなってもらうことにより、リサイクル率を高めることのできる資源物回収とともに、これらの活動を通じ、ごみ処理等に対する意識を高めてもらうことを目的におこなっているもので、これを促進するために「集団回収制度」を実施しています。平成27年度に集団回収に参加いただいたのは、稲敷市29団体、美浦村30団体、計59団体で、新聞・雑誌・ダンボール等の紙類は597トン、ビン・アルミ缶類は11.5トン、布類は1.5トン、計610トンの資源物回収に協力いただきました。ありがとうございました。



▲多くの資源物回収に協力してくれた桜川中学校の生徒達。

◆集団回収制度とは・・・

資源の有効活用、ごみの減量、ごみ問題に対する地域住民の関心を高めることを目的に、稲敷市・美浦村の住民団体等が実施する集団回収事業に対し補助金を交付しております。

補助対象品目は、新聞・雑誌・ダンボール・空ビン類・空アルミ缶類・布類となっており、これらの回収量に応じて補助金が交付されます。

《問合せ》

江戸崎地方衛生土木組合

総務課 ごみ減量対策推進係

☎029-892-2841（代表）

稲 敷 市		美 浦 村	
1 i-tones	16 曾根地区子供会	1 石灘老人クラブ	16 土浦老人クラブ
2 伊崎戊渡地区子供会	17 田宿子ども会	2 受領子供会	17 土屋一区子供会
3 伊佐津子供会	18 吊し雛の会	3 牛込根本老人会	18 天神台自治会いきいきクラブ
4 稲敷市障がい者センター	19 中神常会	4 馬掛子供会	19 トレっこルーム
5 稲敷市立桜川こども園	20 沼田子供会	5 馬見山花の会	20 花見塚自治会
6 稲敷市立新利根小学校	21 沼田台子供会	6 大須賀津子供会	21 浜子供会
7 稲敷市立高田小学校	22 野原・新田地区子供会	7 大山東部地区老人会	22 美足会
8 角崎狸穴地区子供会	23 羽賀子供会	8 大山老人クラブ	23 布佐子供会
9 上君山地区子供会	24 鳩崎本郷	9 上舟子供会	24 布佐南子供会
10 九軒地区子供会	25 花指子供会	10 木原若草子供会	25 美駒A棟B棟子供会
11 稲敷市立桜川中学校	26 本郷・姥神地区子ども会	11 郷中子供会	26 美駒子供会C棟
12 佐倉子供会	27 本宿子供会	12 桜木地区自治会	27 南原子供会
13 信太古渡子供会	28 松山子供会	13 山王老人会	28 見晴クラブ
14 柴崎新宿地区子供会	29 やっこの会	14 下舟子第一子供会	29 美浦村立安中小学校PTA
15 下君山子供会	-	15 下舟子第二子供会	30 よつばシニアクラブ

▲平成27年度に集団回収に参加いただいた団体一覧

● ご紹介します！ 集団回収制度・見学ツアー

「環境教育事業（環境センター見学ツアー）」は、今年も多くの稲敷市・美浦村の小学生（4年生）が、見学に来てくれました。

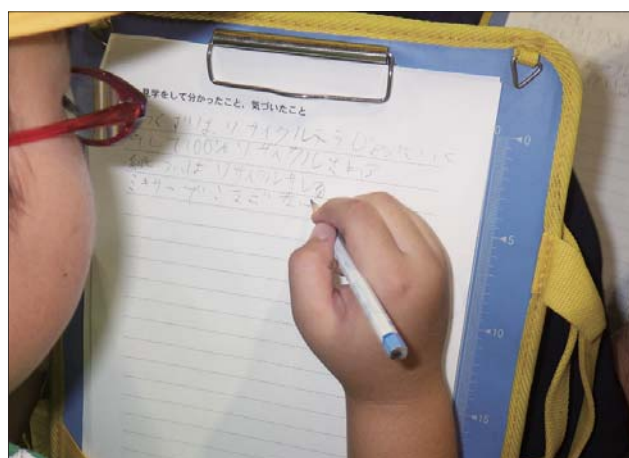
小学生からは、普段見ることのないごみ処理の過程やリサイクルの作業を見て、多くの質問が飛び交い、ごみ処理やリサイクルへの理解を深めていただきました。

見学された小学生からは、感想や意見などを記したお手紙をいただき、「ごみ処理の方法を初めて知った」「リサイクルの大切さが分かった」などの意見だけでなく、「リサイクルの大切さを家族に教えた」「1kgでもごみを減らす努力をします」といったものまでいただき、職員一同励みになると同時に、環境教育の重要性を再認識させられました。

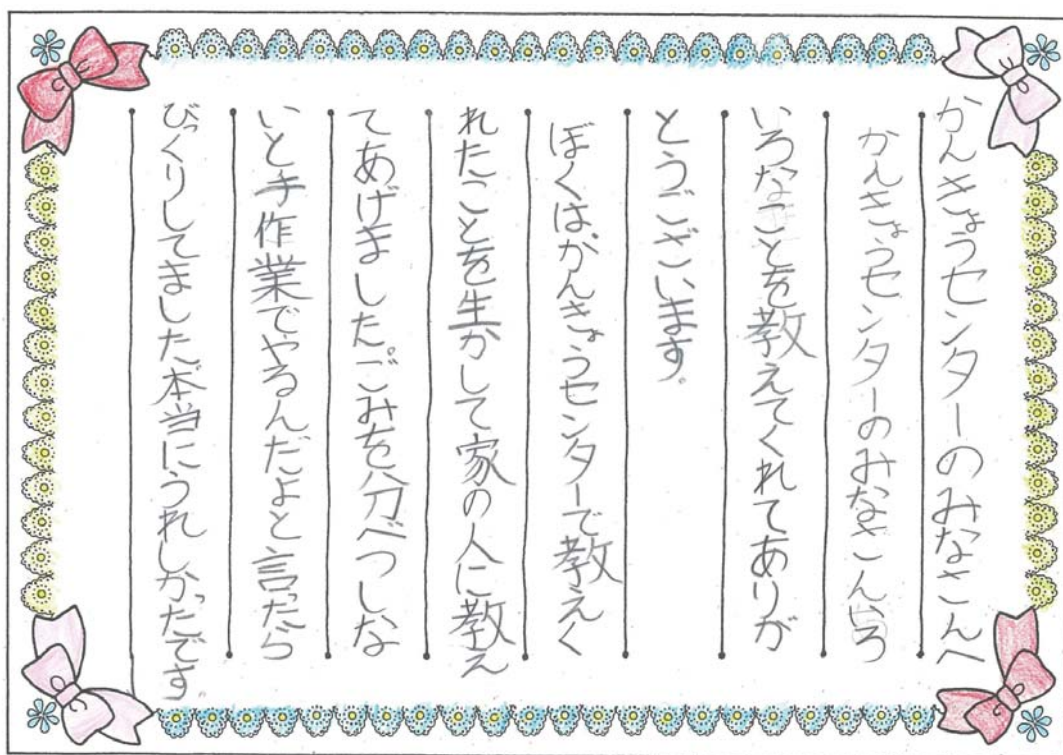
来年度以降も、未来を担う子ども達への環境教育を継続するとともに、見学ツアーの向上をはじめ、環境教育・啓もう活動に力を入れていきたいと思っております。



▲ごみを燃やすって大変なことなんだな〜と小学生。



▲何が気になったのかな？子ども達を感じることも色々です。



▲組合（環境センター）に寄せられた小学生のお手紙。

★ごみ分別キャンペーン

今年も文化祭において、住民の方々にごみ分別の理解とより良い環境づくりのため、ごみ分別キャンペーンを行いました。その中で、分別意識を図るアンケートを実施し、ご回答いただいた意見を参考にしながら、今後のごみの分別啓発活動に活用していきたいと思っております。

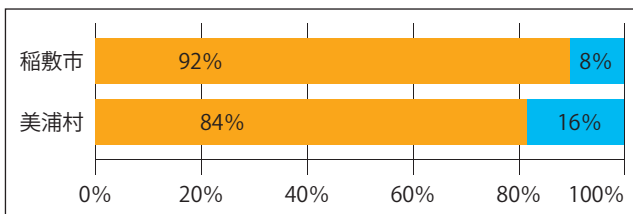


アンケート結果は次のとおりです

1. プラスチック製容器包装

◆ 汚れの取りにくいものは燃やすごみになることを知っている

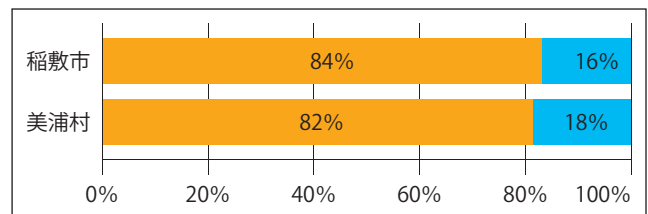
■ 知っている ■ 知らない



チューブ状になったものやレトルトパックなど、汚れがひどいものは、軽く水ですすいで出してください。また、すすいでも汚れが落ちないものは、燃やすごみに出してください。

◆ プラスチック製品（商品そのもの）は容器包装ごみではないと知っている

■ 知っている ■ 知らない

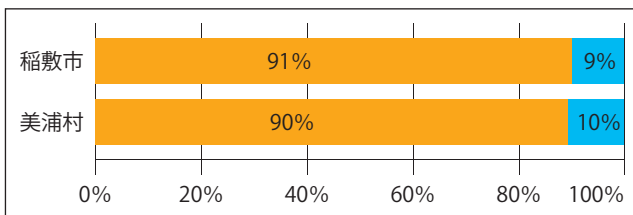


素材がプラスチックでも、プラスチック製ハンガー、歯ブラシなど製品そのものは、燃やすごみに出してください。

2. 紙製容器包装

◆ ティッシュペーパーは再利用できず燃やすごみになることを知っている

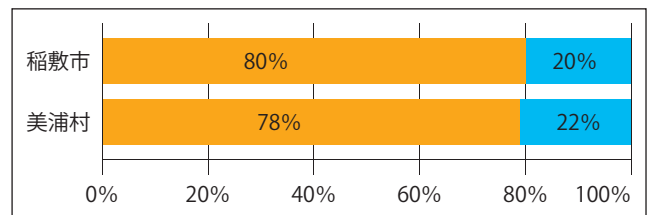
■ 知っている ■ 知らない



ティッシュペーパーはリサイクル対象外ですので燃やすごみに出してください。

◆ アルミ加工されているものは燃やすごみになることを知っている

■ 知っている ■ 知らない



紙マークが付いていてもアルミ箔で加工しているものは燃やすごみに出してください。

3. その他

ごみを出すときに取り組んでいること

- a 生ごみを捨てる際に**水切り**など減量に取り組んでいる
- b **ごみ分別ガイドブック**などを見て分類しながら出している
- c 残り水などで汚れを落として**資源ごみ**として出している
- d 資源ごみを出す際に**工夫**をしている（切る、潰すなど）

	稲敷市	美浦村
a. 水切り	274 人 / 300 人	274 人 / 300 人
b. ごみ分別	252 人 / 300 人	249 人 / 300 人
c. 資源ごみ	227 人 / 300 人	223 人 / 300 人
d. 工夫	243 人 / 300 人	225 人 / 300 人

平成 27 年度ごみ処理事業の状況（環境センター）

市村別ごみ搬入量

(単位：t)

		収集ごみ	持込ごみ	粗大ごみ事業量	計
稲敷市	可燃ごみ	8,480.21	4,038.78	78.39	12,597.38
	不燃ごみ	528.19	46.70	47.68	622.57
	資源ごみ	786.61	—	—	786.61
	計	9,795.01	4,085.48	126.07	14,006.56
美浦村	可燃ごみ	3,318.40	1,463.69	81.95	4,864.04
	不燃ごみ	231.95	14.38	26.83	273.16
	資源ごみ	398.79	—	—	398.79
	計	3,949.14	1,478.07	108.78	5,535.99
合計	可燃ごみ	11,798.61	5,502.47	160.34	17,461.42
	不燃ごみ	760.14	61.08	74.51	895.73
	資源ごみ	1,185.40	—	—	1,185.40
	計	13,744.15	5,563.55	234.85	19,542.55

ごみ焼却施設の稼働状況

(1) 焼却施設（稼働日数 282 日）

・ 焼却量 18,755.86t

焼却残さ

区 分	重量 (t)
飛灰	1,417.48
不燃残さ (ガラス・せともの・アルミ)	376.25
鉄くず	46.97
計	1,840.70

(2) 粗大ごみ処理（破碎）施設

（稼働日数 208 日）

・ 処理量 2,391.65t

なお、可燃性粗大ごみ（木材、畳、家具等）は破碎処理した後、生ごみ等の可燃ごみと一緒に焼却処理をしています。

(3) ごみの資源化量

区 分	重量 (t)
鉄くず	196.90
自転車	20.26
家電	115.09
スチール缶	116.78
アルミ缶等	47.57
ガラスカレット	393.70
乾電池	11.29
蛍光灯	8.21
計	909.80

ペットボトルについては、毎週土曜日に拠点回収で回収を行っており、その回収量は 73.02t です。

平成 27 年度火葬・斎場事業の状況（聖苑香澄）

市村別火葬件数

(単位：件・%)

区分	稲敷市	美浦村	小計	圏域外	合計
大人	583	164	747	59	806
小人	2	1	3	1	4
計	585	165	750	60	810
構成比	78.0	22.0	100.0	***	***

その他の火葬件数

(単位：件・%)

区分	稲敷市	美浦村	小計	圏域外	合計
改葬	3	0	3	0	3
身体の一部	4	1	5	0	5
死産児	2	2	4	0	4
計	9	3	12	0	12
構成比	75.0	25.0	100.0	***	***

式場利用件数

構成市村	式場利用件数			構成比% (式場利用)	火葬件数 (大人・小人)	火葬に対する 式場利用率
	通夜	仮眠通夜	告別式			
稲敷市	347	325	367	92.4	585	62.7
美浦村	23	21	23	5.8	165	13.9
圏域外	7	7	7	1.8	60	11.7
合計	377	353	397	100.0	810	49.0

平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの火葬件数（大人、小人）810 件のうち、式場の利用は、397 件で利用率は 49.0% となります。稲敷市 367 件、美浦村 23 件で式場利用構成比は、それぞれ 92.4%、5.8% となります。

平成28年度 一般会計予算

歳入		1,353,217 千円	歳出		1,353,217 千円
1. 分担金及び負担金	1,130,838 千円		1. 議会費	2,433 千円	
(1) 稲敷市		819,299	2. 総務費	185,800 千円	
(2) 美浦村		311,539	(1) 一般管理費	96,907	
2. 使用料及び手数料	125,822 千円		(2) 財産管理費	8,936	
(1) 総務行政財産使用料		91	(3) 積立金	79,651	
(2) 施設使用料		52,950	(4) 監査委員費	306	
(3) 聖苑香澄行政財産使用料		600	3. 衛生費	1,035,844 千円	
(4) ごみ処理手数料		71,996	(1) 保健衛生費	140,077	
(5) 許可更新手数料		25	(2) 清掃費	895,767	
(6) 家電四品目運搬手数料		160	4. 土木費	48,827 千円	
3. 国庫支出金	1 千円		(1) 土木管理費	48,827	
4. 財産収入	1,405 千円		5. 公債費	75,313 千円	
(1) 利子および配当金		1,405	6. 予備費	5,000 千円	
5. 繰入金	6,538 千円				
(1) 土木車両等整備事業基金繰入金		6,538			
6. 繰越金	20,000 千円				
(1) 繰越金		20,000			
7. 諸収入	68,613 千円				
(1) 預金利子		42			
(2) 雑入		68,571			

職員の給与等と定員管理の状況

江戸崎地方衛生土木組合職員の給与と職員数を公開します。

1. 人件費の状況

区分	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
平成28年	千円 1,353,217	千円 270,182	% 20.0

※1. 人件費には特別職に支給される報酬を含みます。

2. 職員給与費の状況

区分	職員数 A	給与費			計 B	1人当り給与 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当		
平成28年	人 36	千円 129,504	千円 16,905	千円 48,828	千円 195,237	千円 5,423

※1. 職員手当には退職手当を含みません。
※2. 給与費は当初予算に計上された額です。

3. 職員の初任給の状況

区分	行政職	労務職
高校卒	135,600 円	133,100 円
大学卒	161,600 円	

4. 職員の平均給与月額

区分	平均給与月額	平均年齢
行政職	322,392 円	43.1 歳
労務職	302,629 円	45.4 歳

5. 級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
行政職	1人	4人	4人	4人	1人	2人	2人	18人
構成比	6%	22%	22%	22%	6%	11%	11%	100%
労務職	0人	3人	12人	3人	0人	0人	0人	18人
構成比	0%	17%	66%	17%	0%	0%	0%	100%

6. 期末勤勉及び退職手当の状況

期末 勤勉	支給時期	期末手当	勤勉手当	計
	6月期	1.225月	0.75月	1.975月
	12月期	1.375月	0.75月	2.125月
	計	2.6月	1.5月	4.10月

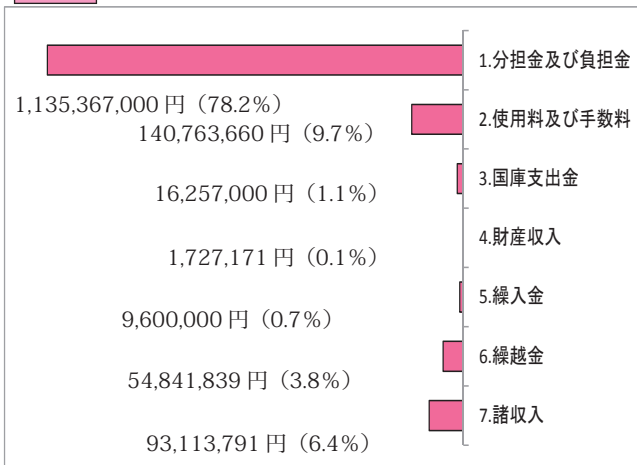
退職 手当	勤続年数	自己都合	定年・勲奨
	勤続20年	20.445月分	25.56月分
	勤続25年	29.145月分	34.58月分
	勤続35年	41.325月分	49.59月分
	最高限度額	49.59月分	49.59月分

7. 特別職の報酬状況

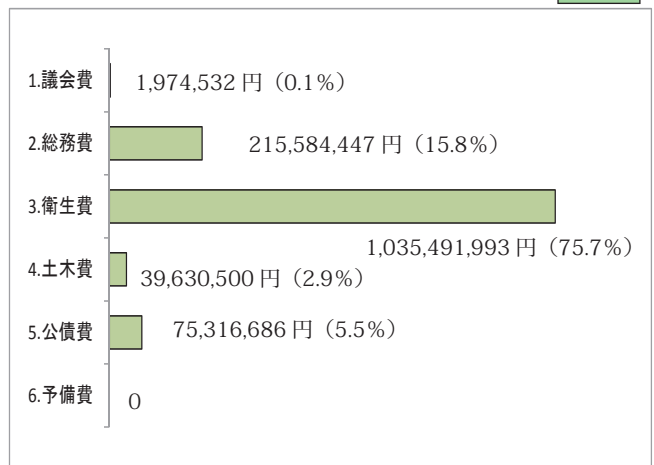
区分	報酬	
管理者	年額	96千円
副管理者	年額	88千円
審査会委員	日額	6.7千円
議長	年額	54千円
副議長	年額	52千円
議員	年額	51千円

平成27年度 一般会計歳入歳出決算

歳入 合計 1,451,670,461 円 (100%)



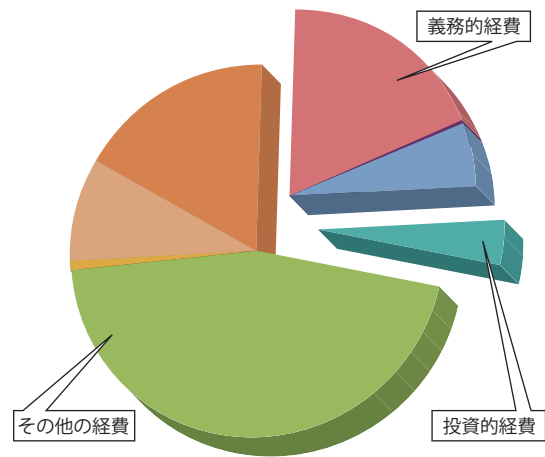
歳出 合計 1,367,998,158 円 (100%)



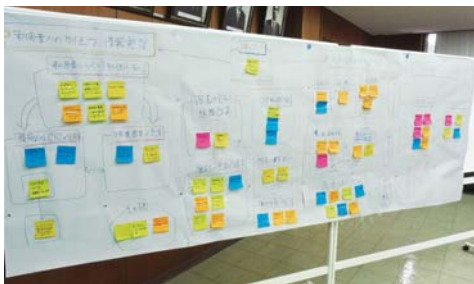
歳出構成比

(単位：円)

人件費	252,106,204	18.4%
扶助費	3,425,000	0.3%
公債費	75,316,686	5.5%
普通建設事業費	56,273,400	4.1%
物件費	616,432,195	45.1%
補助費等	12,613,389	0.9%
積立金	121,484,000	8.9%
維持補修費	230,347,284	16.8%
合計	1,367,998,158	100%



▲削減チームの会議風景。



▲コスト削減に留まらず、広い範囲で協議。

その成果は、本年度末までに取りまとめ、ホームページなどに掲載する予定です。

一つは、稲敷市・美浦村の財政サイドとの協議・調整を行う「新焼却炉建設計画等財政調整・検討チーム(市村及び組合で構成)」、もう一つは、ごみ焼却施設を中心にその費用軽減などを検討する「新焼却炉建設計画等コスト削減検討チーム(組合職員で構成)」を9月に設置し、現在、その事業内容などの精査に取り組んでいます。

2つの検討チームの設置

本年6月、稲敷市議会より「衛生土木焼却炉新設計画について一定の精査期間を求める決議」が提出されたことを受けて、組合では計画内容の更なる精査を行うため、2つの検討チームを設置しました。

お知らせ

聖苑香澄（火葬・斎場施設）の年末・年始における業務

年末の業務

12月31日（土）まで行います。火葬業務は、31日が友引のため30日（金）までとなります。

年始の業務

1月4日（水）から行います。

問い合わせ先

聖苑香澄 ☎029-894-4510

受付業務



1月1日（日）から平常通り（午前8時30分から午後5時まで）行います。

※式場利用の際に予約は受けませんが、申込手続き（申請及び打合せ）については1月4日（水）から行います。

メールでの情報の配信をはじめます

稲敷市・美浦村の発信する情報メールを活用してごみ収集や持込み情報の配信を始めます。

年末のごみ収集、持込み情報からの配信を予定しております。

稲敷市	美浦村
 <p>QRコードを携帯電話で読み込み、登録ページを開いて「市からのお知らせ」にチェックを入れると配信されます。 ■問合せ先 稲敷市秘書広聴課 tel.029-892-2000（代表）</p>	 <p>QRコードを携帯電話で読み込み、登録ページを開いて「お知らせ（生活情報）」にチェックを入れると配信されます。 ■問合せ先 美浦村総務課広報広聴係 tel.029-885-0340（代表）</p>

※既に上記メールに登録されている方には、自動で配信されます。

年末の特別収集



年末の燃やすごみ特別収集を12月29日（木）、12月30日（金）に実施します。

年末特別収集は通常の収集曜日、収集コースと異なる収集行程で実施いたしますので、収集日当日の午前8時30分までに出して下さい。

燃やすごみ以外の品目は収集いたしません。

収集対象地区	種類	収集日	収集対象地区	種類	収集日
江戸崎地区 美浦地区	燃やすごみ	12月29日（木）	新利根地区 桜川地区 東地区	燃やすごみ	12月30日（金）

年末・年始のごみの持込みについて

環境センターへのごみの持込みは、**12月29日から1月3日まで休みとなっております。**

〈問い合わせ先〉

江戸崎地方衛生土木組合
総務課
☎029-892-2841

稲敷市役所
市民生活部環境課
☎029-892-2000

美浦村役場
経済建設部生活環境課
☎029-885-0340